

## 農地法第5条転用届出の添付書類

届出の際、申請者の本人確認を写真付き身分証明書にて行います。

また、法人の場合はその他に社員証等を確認させていただきます。

※身分証明書は原則として、官公署発行の写真付き証明書(運転免許証やマイナンバーカード等)とします。

書 類	提出部数	備 考
農地転用届出書	1	
土地の登記事項証明書	1	法務局発行の全部事項証明書 発行から3ヶ月以内の原本 〔 インターネット上の登記情報提供サービスの画面を 印刷したものは不可です。 〕
公図の写し	1	届出地を朱書きで表示
案内図	1	届出地を朱書きで表示
委任状	1	代理人による申請の場合は必要 〔 5条届出の場合、譲受人・譲渡人双方。 〕

### その他の必要な書類

- ・転用面積が500㎡以上で都市計画法第29条の開発許可を要する場合には、開発許可書の写し
- ・一筆の一部を転用する場合には、地積測量図
- ・登記事項証明書の住所と現住所が異なる場合は、住民票・戸籍の附票等、住所異動のつながりが確認できる証明書
- ・区画整理地内の場合には、仮換地指定通知の写し
- ・その他書類調査上必要なものがある場合があります。

### \*届出をするにあたっての注意事項

- ・転用の目的別(宅地・道路等)に分けて届出を出してください。ただし、一筆を宅地・道路等に転用する場合は、分ける必要はありません。
- ・届出書中、氏名・土地の所在等の記載欄が不足した場合は別紙を作成し、それぞれの届出書に添付してください。
- ・5条届出において持分による所有権移転がある場合は、それぞれの持分を記載してください。
- ・農地法に係る貸借権が設定されている場合には、事前に農地法第18条に基づく解約の手続きが必要で
- ・受付は市役所開庁時間内です。
- ・受理通知書の交付は、原則即日となります。
- (※15時以降に届出た場合は翌日の交付となります)
- ・郵送での届出・交付は受付しておりません。お手数ですが窓口までお越し下さい。